

○長崎のもぎき恐竜パーク条例

令和2年9月25日

条例第46号

(設置)

第1条 本市は、野母崎地区において学習、文化、スポーツ及び地域交流の場を一体的に提供することにより、市内外の人々の来訪及び市民の活動を促し、もつて地域の活性化及び観光の振興に資するため、長崎のもぎき恐竜パーク（以下「恐竜パーク」という。）を長崎市野母町に設ける。

(構成)

第2条 恐竜パークは、次に掲げる施設をもつて構成する。

- (1) 長崎市恐竜博物館（長崎市恐竜博物館条例（令和2年長崎市条例第47号。以下「恐竜博物館条例」という。）第1条に規定する長崎市恐竜博物館をいう。以下「恐竜博物館」という。）
- (2) 長崎市軍艦島資料館（長崎市軍艦島資料館条例（平成28年長崎市条例第3号）第1条に規定する長崎市軍艦島資料館をいう。）
- (3) 長崎市野母崎文化センター（長崎市文化センター条例（平成16年長崎市条例第43号）第2条に規定する長崎市野母崎文化センターをいう。以下「野母崎文化センター」という。）
- (4) 恐竜広場（長崎のもぎき恐竜パーク体育館（以下「恐竜パーク体育館」という。）その他の前3号に掲げる施設以外の施設をいう。以下同じ。）

（令4条例44・一部改正）

(指定管理者による管理)

第3条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）は、恐竜パークの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長等が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

- 2 市長等は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長等が別に定める書類を添付して、市長等に提出しなければならない。
- 4 市長等は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。
 - (1) 市民及び観光客の平等利用を確保することができるものであること。

- (2) 恐竜パークの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 恐竜パークの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が別に定める条件
(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる施設（以下この条において単に「施設」という。）の利用に関する業務（次号に掲げる業務を除く。）
- (2) 野母崎文化センター又は恐竜広場（恐竜パーク体育館に限る。第9条及び第15条において同じ。）の利用の許可に関する業務
- (3) 恐竜パークの運営、宣伝及び利用促進に関する業務
- (4) 施設及びその設備の維持管理に関する業務
- (5) 恐竜博物館条例第2条第3号に掲げる事業の実施に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、恐竜パークの運営に関して市長（恐竜博物館及び野母崎文化センターにあつては、教育委員会）が必要と認める業務
(令4条例44・一部改正)

(開場時間及び休場日)

第5条 恐竜広場の開場時間及び休場日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

- 2 前項の承認の基準は、恐竜広場の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

(行為の制限)

第6条 恐竜広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 広告物を掲出すること。
- (5) 集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。

- 2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前項の許可（以下「行為の許可」という。）を与えることができる。

3 指定管理者は、恐竜広場の管理上必要があると認めるときは、行為の許可について条件を付することができる。

(行為の不許可)

第7条 前条第2項に該当する場合において、指定管理者が当該行為の許可につき公益上適当でないと認めるときは、当該行為の許可をしない。

(行為の禁止)

第8条 恐竜広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、行為の許可に係るもので指定管理者が特に承認したものについては、この限りでない。

- (1) 恐竜広場の建物、設備等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 木竹を伐採し、植物を採取し、又はそれらを損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所において、たき火、野営、汚物の放棄又は駐車をする
こと。
- (8) 危険のおそれがあると認められ、又は他人の迷惑となること。
- (9) その他恐竜広場の管理上支障があると認められること。

(令7条例58・一部改正)

(利用の許可)

第9条 恐竜広場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可（以下「利用の許可」という。）をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 恐竜広場の管理上支障があるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他指定管理者が適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、恐竜広場の管理上必要があると認めるときは、利用の許可について条件を付することができる。

(令4条例44・一部改正)

(利用料金)

第10条 行為の許可又は利用の許可（以下「利用等の許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、恐竜広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、行為の許可に係るものにあつては別表第1に掲げる額を、利用の許可に係るものにあつては別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(令4条例44・令7条例58・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(特別の設備等)

第12条 利用者は、指定管理者の許可を受けて特別の設備をすることができる。

第13条 指定管理者は、恐竜広場の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な設備をすることを命ずることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用目的以外の利用の禁止)

第15条 利用者（利用の許可を受けた者に限る。）は、許可された利用目的以外に恐竜広場を利用してはならない。

(利用等の許可の取消し等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用等の許可を取り消し、又は行為若しくは利用（次条において「利用等」という。）を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用等の許可を受けたとき。

(2) 利用等の許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復)

第17条 利用者は、その利用等を終わつたとき、又は利用等の許可を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用等の場所を原状に復さなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わつて行い、その費用を利用者から徴収する。

(利用の禁止又は制限)

第18条 市長は、恐竜広場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は恐竜広場に関する工事その他市長がやむを得ないと認める場合においては、区域及び期間を定めて、恐竜広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償)

第19条 恐竜広場の建物、設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(令7条例58・一部改正)

(市長等による管理)

第20条 市長等は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第5条第1項、第6条から第9条まで、第10条第1項、第11条から第13条まで、第16条、別表第1及び別表第2の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条から第9条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「恐竜広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1又は別表第2に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、第11条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第12条、第13条及び第16条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第1及び別表第2中「金額」とあるのは「使用料」とし、第5条第2項並びに第10条第2項及び第3項の規定は適用しない。

3 市長等は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(令4条例44・令7条例58・一部改正)

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月29日から施行する。ただし、附則第10項の規定は公布の日から、附則第11項の規定は同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に附則第6項の規定による改正前の長崎市体育館条例（昭和48年長崎市条例第21号）又は附則第8項の規定による改正前の長崎市公園条例（平成16年長崎市条例第61号）の規定によりなされた利用の許可その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に附則第7項の規定による改正前の長崎市文化センター条例（次項において「改正前文化センター条例」という。）の規定によりなされた利用の許可その他の行為は、附則第7項の規定による改正後の長崎市文化センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日前に改正前文化センター条例の規定に基づき野母崎文化センターの利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に附則第9項の規定による改正前の長崎市軍艦島資料館条例の規定によりなされた模写等の許可その他の行為は、同項の規定による改正後の長崎市軍艦島資料館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 10 指定管理者の指定に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

(指定管理者が行う業務に関する特例)

- 11 教育委員会は、施行日前に第4条第1号に掲げる業務（恐竜博物館に係る業務であつて教育委員会が別に定めるものに限る。）及び同条第3号に掲げる業務（宣伝及び利用促進に関する業務に限る。）について、指定管理者に行わせることができる。

附 則（令和4年12月20日条例第44号）

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和7年10月15日条例第58号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎のもぎき恐竜パーク条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1 (第10条関係)

(令7条例58・一部改正)

行為の種類	単位	金額
行商、募金その他これらに類するもの	1日	円 390
業として行う写真又は映画の撮影	1日	200
	1月	3,100
興行	1平方メートルにつき1日	36
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	2,250
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	24

備考

- 1 金額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 金額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、その日数に200円を乗じて得た額とする。
- 3 1件の金額が100円に満たないものは、100円とする。

別表第2 (第10条関係)

(令4条例44・全改、令7条例58・一部改正)

区分		金額 (1時間につき)
アリーナ	卓球 (1台につき)	円 310
	バドミントン (1面につき)	380

	バレーボール(1面につき)	900
	バスケットボール (1面につき)	900
	その他 (全面)	4,200
トレーニング室		1,680
ステージ		990

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 アリーナ又はステージの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額（備考2の適用があるときは、当該適用後の金額）の5割に相当する額とする。

○長崎のもぎき恐竜パーク条例施行規則

令和2年10月26日

規則第94号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎のもぎき恐竜パーク条例（令和2年長崎市条例第46号。以下「条例」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、条例第3条第2項の規定により指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ、申請の受付場所、受付期間及び選考の方法その他必要な事項を公表するものとする。

第3条 条例第3条第3項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(第1号様式)とし、市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人の登記事項証明書及び役員名簿（法人以外の団体にあつては、当該団体の名称、所在地、役員名簿、設立年次等団体の概要及び活動内容等を記載した書類）
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前3事業年度の収支計算書、事業報告書その他団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書及び事業計画書
- (5) 市税、消費税、地方消費税等を滞納していないことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(令4規則14・一部改正)

(開場時間)

第4条 条例第5条第2項に定める恐竜広場の開場時間の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 恐竜広場の施設のうち、次の表の左欄に掲げる施設を利用できる時間は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとすること。

施設	利用できる時間
長崎のもぎき恐竜パーク体育館（以下「恐竜パーク体育館」という。）	午前9時から午後10時までの時間帯を基本とし、1日13時間以上
長崎のもぎき恐竜パークインフォメーションセンター（以下「インフォメーションセンター」という。）	午前9時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日8時間以上

- (2) 開場時間の決定に当たっては、利用者の利便性等に最大限配慮すること。
- (3) 開場時間を決定し、又は変更したときは、その旨を周知する措置を講じること。

(令 5 規則 7 ・ 一部改正)

(休場日)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項に定める恐竜広場の休場日の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 恐竜広場の施設のうち、次の表の左欄に掲げる施設にあつては、それぞれ同表右欄に掲げる日を利用できない日とすることができる。

施設	利用できない日
恐竜パーク体育館	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
インフォメーションセンター	4月1日から翌年3月31日までの間において6日以内

- (2) 利用できない日に利用させ、又は利用できる日に利用させない場合は、その旨を周知する措置を講じること。

(令 5 規則 7 ・ 一部改正)

(利用期間)

第 6 条 恐竜パーク体育館を専用して利用する期間は、引き続き 3 日を超えてはならない。

ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(令 5 規則 7 ・ 旧第 8 条繰上)

(行為の許可の申請等)

第 7 条 条例第 6 条第 1 項の許可（以下「行為の許可」という。）を受けようとする者は、恐竜広場行為許可申請書（第 2 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、行為の許可をしたときは、恐竜広場行為許可証（第 3 号様式）を交付するものとする。

(令 5 規則 7 ・ 旧第 9 条繰上)

(利用の許可の申請等)

第 8 条 条例第 9 条第 1 項の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、恐竜パーク体育館利用許可申請書（第 4 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用の許可をしたときは、恐竜パーク体育館利用許可証（第 5 号様式）を交付するものとする。

(令 5 規則 7 ・ 旧第 10 条繰上 ・ 一部改正)

(利用の変更又は取消し)

第9条 行為の許可又は利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

2 利用者は、行為の許可又は利用の許可の取消しをしようとするときは、恐竜広場／行為／利用／取消届(第6号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(令5規則7・旧第11条繰上・一部改正)

(利用料金の減免)

第10条 条例第11条に規定する利用料金の減免の承認の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき。

イ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための行事に利用するとき。

(ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設

(ウ) 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をした認可外保育施設

(エ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)

(2) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の5割に相当する額

ア 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のための事業に利用するとき。

イ 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が公益性が認められる社会福祉事業に利用するとき。

ウ 本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき。

エ 本市に所在するスポーツ振興団体が公益性が認められる行事に利用するとき。

オ 本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

- 2 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書（第7号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（令7規則97・全改）

（利用許可の申請等の特例）

第11条 長崎市公共施設案内・予約システム（長崎市公共施設案内・予約システムの運用等に関する規則（平成8年長崎市規則第39号）第2条第1号に規定する長崎市公共施設案内・予約システムをいう。）を利用して恐竜パーク体育館の利用許可の申請等を行う場合にあっては、第8条及び第9条の規定にかかわらず、長崎市公共施設案内・予約システムの運用等に関する規則の例による。

（令5規則7・旧第14条繰上・一部改正、令7規則97・旧第12条繰上）

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（令5規則7・旧第15条繰上、令7規則97・旧第13条繰上）

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年10月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に附則第3項の規定による改正前の長崎市公園条例施行規則（平成16年長崎市規則第155号）、附則第4項の規定による長崎市体育館条例施行規則（平成21年長崎市規則第46号）及び附則第5項の規定による長崎市軍艦島資料館条例施行規則（平成28年長崎市規則第75号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年9月2日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月15日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1)から(20)まで 略

(21) 長崎のもぎき恐竜パーク条例施行規則

附 則（令和 5 年 2 月 28 日規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎のもぎき恐竜パーク条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 7 年 12 月 19 日規則第 97 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（利用料金に関する経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の長崎市健康づくりセンター条例施行規則の規定及び第 3 条の規定による改正後の長崎のもぎき恐竜パーク条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

- 4 改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 長崎のもぎき恐竜パーク条例施行規則

第 1 号様式(第 3 条関係)

指定管理者指定申請書	
年 月 日	
(あて先)長崎市長	
申請者 住 所	
団 体 名	
代表者氏名	
電 話 番 号	
次の公の施設における指定管理者の指定を受けたいので、長崎のもざき恐竜パーク条例第 3 条第 3 項の規定により関係書類を添えて申請します。	
公の施設名	

第 2 号様式（第 7 条関係）

恐竜広場行為許可申請書 年 月 日 (あて先)指定管理者 申請者 住 所 氏 名 （団体の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名） 次のとおり恐竜広場の行為の許可を受けたいので申請します。	
行為の場所	
行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	
使用面積	平方メートル
その他必要な事項	

第 3 号様式（第 7 条関係）

恐竜広場行為許可証	
年 月 日	
様	
指定管理者 印	
次のとおり恐竜広場の行為を許可します。	
行為の場所	
行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	
使用面積	平方メートル
その他必要な事項	
利用料金	円
条 件	

第 4 号様式（第 8 条関係）

恐竜パーク体育館利用許可申請書				
(あて先)指定管理者			年 月 日	
申請者 住 所			氏 名	
			(団体の場合は団体名及び責任者名)	
電 話				
次のとおり恐竜パーク体育館の利用の許可を受けたいので申請します。				
利 用 年月日		利 用 的 目 的		
区 分	利 用 時 間		※ 利 用 料 金	
	時 分 から	時 分 まで		
競技場全面		・	・	円
バスケットボール(面)		・	・	
バレーボール (面)		・	・	
バドミントン (面)		・	・	
卓球 (台)		・	・	
トレーニング室		・	・	
ステージ		・	・	
合 計				
利 用 料 金 減 額 ・ 免 除	無		有	円
入 場 予 定 人 員	人		選手・役員人員	人
主 催 団 体 名 共 催 団 体 名 後 援 団 体 名				
入 場 料 等 の 徴 収	有 ・ 無		特 別 の 設 備	
	料金 円			

第5号様式（第8条関係）

恐竜パーク体育館利用許可証			
様		第 年 月 日	号 日
指定管理者		☐	
次のとおり恐竜パーク体育館の利用を許可します。			
利 用 年月日		利 用 目 的	
区 分	利 用 時 間		※
	時 分 から	時 分 まで	利 用 料 金
競技場全面	・	・	円
バスケットボール(面)	・	・	
バレーボール (面)	・	・	
バドミントン (面)	・	・	
卓球 (台)	・	・	
トレーニング室	・	・	
ステージ	・	・	
合 計			
利用料金減額・免除	無	有	円
入 場 予 定 人 員	人	選手・役員人員	人
主 催 団 体 名			
共 催 団 体 名			
後 援 団 体 名			

第 6 号様式(第 9 条関係)

恐竜広場	行為 利用	取消届
		年 月 日
(あて先)指定管理者		
届出者 住 所		
氏 名		
年 月 日に恐竜広場（恐竜パーク体育館を除く。）・恐竜パーク体育館		
の行為の許可を受けましたが、次の理由によりその行為を取り消したいので、行為許可 利用利用利用		
証を添えてお届けします。		
(理由)		

第 7 号様式（第 10 条関係）

利用料金減免申請書 年 月 日 (あて先)指定管理者 申請者 住所 氏名 (団体の場合は団体名及び責任者名) 電話 次のとおり恐竜広場の利用料金の減免(免除)を受けたいので申請します。	
減免(免除)を受ける施設の名称	
利 用 ・ 行 為 の 日 時	
利 用 ・ 行 為 の 目 的	
減 額 (免 除) を 受 け る 理 由	
減 免 (免 除) 金 額	
備 考	

第1号様式（第3条関係）

（令4規則14・一部改正）

第2号様式（第7条関係）

（令5規則7・一部改正）

第3号様式（第7条関係）

（令5規則7・一部改正）

第4号様式（第8条関係）

（令5規則7・令7規則97・一部改正）

第5号様式（第8条関係）

（令5規則7・旧第6号様式繰上・一部改正、令7規則97・一部改正）

第6号様式（第9条関係）

（令3規則69・一部改正、令5規則7・旧第8号様式繰上・一部改正）

第7号様式（第10条関係）

（令3規則69・一部改正、令5規則7・旧第9号様式繰上・一部改正、令7規則
97・一部改正）

○長崎市恐竜博物館条例

令和2年9月25日

条例第47号

(設置)

第1条 本市は、恐竜を中心とする古生物学及び地学に関する資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、あわせて博物館資料に関する調査研究を行い、もって学術及び文化の発展に寄与するため、長崎市恐竜博物館（以下「恐竜博物館」という。）を長崎市野母町568番地1に設ける。

(事業)

第2条 恐竜博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料に関する専門的及び技術的な調査研究に関すること。
- (3) 教育活動その他の活動の機会の提供に関すること。
- (4) 他の博物館等との緊密な連絡及び協力並びに情報の交換、博物館資料の相互貸借等に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事業

(資料の出品等)

第3条 恐竜博物館は、博物館資料の出品、寄贈又は寄託を受けることができる。

(開館時間及び休館日)

第4条 恐竜博物館の開館時間及び休館日は、教育委員会の承認を得て指定管理者（長崎のもぎき恐竜パーク条例（令和2年長崎市条例第46号。以下「恐竜パーク条例」という。）第3条第1項の指定管理者をいう。以下同じ。）が定める。

2 前項の承認の基準は、恐竜博物館の利用形態、利用者の利便性等を勘案して教育委員会規則で定める。

(利用料金)

第5条 恐竜博物館の常設展示室又は企画展示室に展示している博物館資料を観覧しようとする者は、恐竜博物館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(模写等の許可)

第7条 学術研究等のため、博物館資料の模写、模造、複製、撮影等（以下「模写等」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の許可（以下「模写等の許可」という。）をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 恐竜博物館の管理上支障があるとき。
- (3) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

3 教育委員会は、恐竜博物館の管理上必要があると認めるときは、模写等の許可について条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 模写等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(模写等の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、模写等の許可を取り消し、又は模写等を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により模写等の許可を受けたとき。
- (2) 模写等の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市は、その責めを負わない。

(原状回復)

第10条 利用者は、その模写等を終わつたとき、又はその模写等の許可を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その模写等の場所を原状に復さなければならない。

(入館の制限)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、恐竜博物館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

(3) 恐竜博物館の管理上支障があると認められる者

(4) その他教育委員会が適当でないと認める者

(損害賠償)

第12条 恐竜博物館の建物、設備、博物館資料等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(出品等に関する責任)

第13条 天災その他やむを得ない理由により出品又は寄託に係る博物館資料に損害を生じることがあつても、市及び指定管理者は、その損害の賠償の責めを負わない。

(恐竜博物館運営協議会)

第14条 恐竜博物館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第15条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 地域活動団体を代表する者

(3) 学校教育関係者

(4) 社会教育関係者

(5) 市民

3 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第2号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

3 第1項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることがで

きる。

(会長)

第17条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第18条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第19条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(教育委員会による管理)

第21条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、恐竜パーク条例第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第4条第1項、第5条第1項、第6条及び第13条の規定の適用については、第4条第1項中「教育委員会の承認を得て指定管理者（長崎のもぎき恐竜パーク条例（令和2年長崎市条例第46号。以下「恐竜パーク条例」という。）第3条第1項の指定管理者をいう。以下同じ。）が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第5条第1項中「恐竜博物館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる観覧料を市長に納入しなければならない」と、第6条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料」と、第13条中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とし、第4条第2項並びに第5条第2項及び第3項の規定は適用しない。

3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものと

する。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月29日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 公募の方法による委員の選任に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和7年10月15日条例第42号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分		観覧料 (1人1回につき)	年間観覧料 (1人1年間に付き)
常設展示	一般	円 500	円 1,250
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	250	630
企画展示		企画展示に要する費用を勘案し、教育委員会が定める額	

備考

- 1 「常設展示」とは、常設展示室において行われる博物館資料の展示をいい、「企画展示」とは、企画展示室において行われる博物館資料の展示をいう。
- 2 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

○長崎市恐竜博物館条例施行規則

令和2年9月30日

教育委員会規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市恐竜博物館条例（令和2年長崎市条例第47号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 条例第4条第2項に定める長崎市恐竜博物館（以下「恐竜博物館」という。）の開館時間の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間は、午前9時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日8時間以上とすること。
- (2) 開館時間の決定に当たっては、利用者の利便性等に最大限配慮すること。
- (3) 開館時間を決定し、又は変更したときは、その旨を周知する措置を講じること。

(休館日)

第3条 条例第4条第2項に定める恐竜博物館の休館日の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 休館日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。）以外の日であること。
- (2) 年始及び年末の休館日は、1月1日及び12月31日であること。
- (3) 休館日に開館し、又は開館日に休館する場合は、その旨を周知する措置を講じること。

(博物館資料の出品又は寄託の申請)

第4条 恐竜博物館に博物館資料の出品又は寄託をしようとする者は、博物館資料／出品／寄託／申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、博物館資料の出品又は寄託を承認したときは、博物館資料／預／受託／証（第2号様式）を交付するものとする。

(再交付)

第5条 博物館資料／預／受託／証を破損、汚損又は紛失した者は、速やかに再交付を申請しなければならない。

(出品又は寄託を受けた博物館資料の保管)

第6条 出品又は寄託を受けた博物館資料は、恐竜博物館の所蔵する博物館資料と同じ注意をもって保管するものとする。

(出品又は寄託を受けた博物館資料の返還)

第7条 出品又は寄託を受けた博物館資料は、出品又は寄託を受けた期間内であつても出品又は寄託の申請を行つた者の申し出又は恐竜博物館の都合によつて返還することができる。

2 出品又は寄託を受けた博物館資料は、博物館資料／預／受託／証と引換えに返還する。

(博物館資料の寄贈)

第8条 恐竜博物館に博物館資料を寄贈しようとする者は、博物館資料寄贈申込書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の博物館資料寄贈申込書の提出がなされたときは、その内容を審査し、受入れの可否を決定するものとする。

(入館者の守るべき事項)

第9条 入館者は、係員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物、附属設備又は展示物品及び博物館資料その他の物品を汚損し、毀損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、又は喫煙しないこと。
- (3) 他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに物品を販売し、又は展示しないこと。
- (5) 前各号のほか教育委員会が管理上必要があると認める事項

(観覧券の交付)

第10条 指定管理者は、条例第5条第1項の規定により利用料金を納付した者に対し、教育委員会が別に定める観覧券を交付するものとする。

(企画展示の利用料金の額)

第11条 条例別表に規定する教育委員会が定める額は、1人につき2,000円以内の額とする。

(常設展示の利用料金の減免)

第12条 利用料金(常設展示に係るものに限る。)の減免を受けようとする者は、長崎市恐竜博物館利用料金減免申請書(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(模写等の許可)

第13条 条例第7条第1項の規定により博物館資料の模写等の許可を受けようとする者は、模写等許可申請書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、博物館資料の模写等の許可をしたときは、模写等許可証(第6号様式)を交付するものとする。

(博物館資料の館外貸出し)

第14条 教育委員会は、博物館資料が、学術上の調査研究又は教育普及のために使用され、かつ、取扱い上安全が確保されると認められるときは、恐竜博物館の運営に支障をきたさない範囲内において、次に掲げる者に対して貸出しをすることができる。

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項第1号の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

2 博物館資料の貸出しを受けようとする者は、博物館資料貸出許可申請書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の博物館資料貸出許可申請書の提出がなされたときは、その内容を審査し、承認したときは、博物館資料貸出許可証（第8号様式）を交付するものとする。

4 教育委員会は、前項の許可に管理上必要な条件を付すことができる。

5 寄託を受けた博物館資料の貸出しは、教育委員会及び寄託をした者が承認した場合以外は、これを行うことができない。

(令4教規則13・一部改正)

(恐竜博物館運営協議会の審議結果の報告)

第15条 条例第14条に規定する長崎市恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。ただし、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年10月29日から施行する。

附 則（令和4年11月1日教育委員会規則第13号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月25日教育委員会規則第12号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正前の長崎市公民館条例施行規則、第2条の規定による改正前の長崎市科学館条例施行規則、第3条の規定による改正前の長崎市文化センター条例施行規則、第6条の規定による改正前の長崎市民会館条例施行規則、第7条の規定による改正前の日吉自然の家条例施行規則又は第8条の規定による改正前の長崎市恐竜博物館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第 1 号様式(第 4 条関係)

博 物 館 資 料 出 品 寄 託 申 請 書			
年 月 日			
(あて先)長崎市教育委員会			
申請者 住 所			
氏 名			
電 話			
〔 法人又は団体の場合は、その 名称及び主たる事務所の所在 地並びに代表者の氏名 〕			
次のとおり長崎市恐竜博物館に博物館資料を 出 品 寄 託 したいので申請します。			
出 品 寄 託 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
出 品 寄 託 資 料	品 名	数 量	備考 (寄託品の由来等)

第 2 号様式(第 4 条関係)

博 物 館 資 料 預 証 受 託 第 号 年 月 日			
様			
長崎市教育委員会 印			
次のとおり長崎市恐竜博物館に博物館資料の 出 品 寄 託 を受けます。			
出 品 寄 託 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
出 品 寄 託 資 料	品 名	数 量	備考 (寄託品の由来等)

第 3 号様式(第 8 条関係)

博 物 館 資 料 寄 贈 申 込 書 年 月 日 (あて先) 長崎市教育委員会 寄贈者 住 所 氏 名 電 話 (法人又は団体の場合は、その 名称及び主たる事務所の所在 地並びに代表者の氏名) 次のとおり長崎市恐竜博物館に博物館資料を寄贈したいので申し込みます。		
寄 贈 資 料 名	数 量	備 考 (寄贈品の由来等)

第4号様式(第12条関係)

長崎市恐竜博物館利用料金減免申請書	
年 月 日	
(あて先)指定管理者	
申請者 住 所 氏 名 電 話	
(法人又は団体の場合は、その 名称及び主たる事務所の所在 地並びに代表者の氏名)	
次の理由により、長崎市恐竜博物館の利用料金の減免を申請します。	
観 覧 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
観 覧 人 数	一 般 人 小 学 校 の 児 童 又は中学校若しく 人 は高等学校の生徒
減免を申請 する 理 由	
そ の 他 特 記 事 項	

第 5 号様式(第 1 3 条関係)

模 写 等 許 可 申 請 書				
年 月 日				
(あて先)長崎市教育委員会				
申請者 住 所				
氏 名				
電 話				
〔法人又は団体の場合は、その 名称及び主たる事務所の所在 地並びに代表者の氏名〕				
次のとおり長崎市恐竜博物館の博物館資料の模写等をしたいので許可くださるよう申請 します。				
模 写 等 の 目 的				
模 写 等 の 目 的	年 月 日 午 前 午 後			
方 法	模 写 ・ 模 造 ・ 複 製 ・ 撮 影 ・ 原 版 使 用			
博物館資料の名称	種 別	品 名	数 量	備 考
備 考				

第 6 号様式(第 1 3 条関係)

模 写 等 許 可 証				
第 号 年 月 日				
様				
長崎市教育委員会 印				
次のとおり長崎市恐竜博物館の博物館資料の模写等を許可します。				
模写等の目的				
模写等の日時	年 月 日 午 前 午 後			
方 法	模 写 ・ 模 造 ・ 複 製 ・ 撮 影 ・ 原 版 使 用			
博物館資料の名称	種 別	品 名	数 量	備 考
許 可 条 件	(1) 著作権は一切譲渡しない。 (2) 上記の目的以外に利用しないこと。 (3) 模写、模造又は複製した物品には、必ず長崎市恐竜博物館所蔵と明記すること。 (4) 撮影した場合、使用後の写真原版は、長崎市恐竜博物館へ納付すること。 (5) 掲載誌は、1 部を長崎市恐竜博物館へ納付すること。			
取扱者印				

第7号様式(第14条関係)

博物館資料貸出許可申請書 年 月 日 (あて先)長崎市教育委員会 申請者 住 所 氏 名 電 話 〔法人又は団体の場合は、その 名称及び主たる事務所の所在 地並びに代表者の氏名〕 次のとおり長崎市恐竜博物館の博物館資料の館外貸出しを受けたいので許可くださるよう申請します。				
利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 資 料	種 別	品 名	数 量	備 考
輸 送 方 法				
資料取扱責任者			学 芸 員 資 格	有 ・ 無

第8号様式(第14条関係)

資 料 等 貸 出 許 可 証 第 号 年 月 日 様 長崎市教育委員会 印 次のとおり長崎市恐竜博物館の博物館資料の貸出しを許可します。				
利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 資 料	種 別	品 名	数 量	備 考
貸出しの条件	(1) 借受者は、善良な管理者の注意をもって使用すること。 (2) 貸出し及び返納に要する費用は、借受者が負担すること。 (3) 貸出期間内であっても返納を命じられたときは、直ちに返納すること。 (4) 貸出す博物館資料は、上記の目的若しくは方法以外に、又は場所以外で利用しないこと。 (5) 貸出す博物館資料を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を届け出るとともに市長が定めるところによりその損害を賠償すること。			

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 3 号様式（第 8 条関係）

第 4 号様式（第12条関係）

（令 7 教規則12・一部改正）

第 5 号様式（第13条関係）

第 6 号様式（第13条関係）

第 7 号様式（第14条関係）

第 8 号様式（第14条関係）

○長崎市教育機関の使用料の減免の基準及び利用料金の減免の承認の基準に関する
規則

令和 8 年 1 月 20 日

規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市の教育機関の使用料の減免の基準及び利用料金の減免の承認の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、次条から第10条までに掲げる条例で使用する用語の例による。

(公民館の使用料等の減免)

第 3 条 長崎市公民館条例（昭和26年長崎市条例第19号）第12条の規定により減免することができる使用料（附属設備に係るものを除く。）の額及び同条例第14条に規定する利用料金（附属設備に係るものを除く。）の減免の承認の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 使用料又は利用料金の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき。

イ 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のための事業に利用するとき。

ウ 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が公益性が認められる社会福祉事業に利用するとき。

エ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

(ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）又は同条第10項に規定する小規模保育事業（以下「小規模保育事業」という。）を行う施設

(イ) 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（以下「児童福祉施設」という。）

(ウ) 児童福祉法第59条の 2 第 1 項の規定による届出をした認可外保育施設（以下「届出認可外保育施設」という。）

(エ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門

学校を除く。以下同じ。)

オ 本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき。

カ 本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき 使用料又は利用料金の5割に相当する額

ア 公民館に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に公民館を利用するとき。

イ 本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない行事に利用するとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

2 前項の規定(第1号ア又は第3号に該当するときに限る。)は、附属設備の使用料の減免又は利用料金の減免の承認の基準について準用する。

(令8規則15・一部改正)

(科学館の利用料金の減免)

第4条 長崎市科学館条例(平成9年長崎市条例第1号)第12条に規定する利用料金(附属設備に係るものを除く。)の減免の承認の基準(以下この条において「減免承認基準」という。)は、次のとおりとする。

2 常設展示又はスペースシアターの観覧料に係る減免承認基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次に掲げる者 観覧料の全額

ア 本市に住所を有する者で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有するもの(これらの者を介護する者がある場合は、その者(1人に限る。))を含む。)

イ 本市に所在する次に掲げる施設の行事(当該施設の目的達成のためのものに限る。)において観覧する者

(ア) 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉施設

(ウ) 届出認可外保育施設

(エ) 学校教育法第1条に規定する学校

ウ 次に掲げる施設に在学する留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードを所持し、同法別表第1の4の表の留学の

在留資格を持って在留するものをいう。以下同じ。)

(ア) 国立大学法人長崎大学

(イ) 長崎総合科学大学

(ウ) 活水女子大学

(エ) 長崎純心大学

(オ) 長崎女子短期大学

(カ) 長崎外国語大学

(キ) 長崎県立大学シーボルト校

(ク) (ア) から (キ) までに掲げるもののほか、長崎市に所在する日本語学校、専門学校等

(2) 次に掲げる者 観覧料の 5 割に相当する額

ア 本市に住所を有する者以外の者で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有するもの(これらの者を介護する者がある場合は、その者(1 人に限る。)を含む。)

イ 本市に所在する社会教育関係団体(子ども会等の子どもが主体となって活動する団体に限る。)の行事(当該団体の目的達成のためのものに限る。)において観覧する者

ウ 小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒(長崎市立小、中学校管理規則(昭和33年長崎市教育委員会規則第2号)第3条第1項に掲げる夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始め休業日に観覧する場合に限る。)

(3) 次のいずれかの割引券を提示し、又は提出する者 当該割引券に記載した割引率を観覧料に乗じて得た額又は観覧料の額から当該割引券に記載した額を減じて得た額(観覧料の額が記載された割引券にあつては、既に減免されたものとみなす。)

ア 市長の承認を受けて指定管理者(長崎市科学館条例第4条第1項の指定管理者をいう。イにおいて同じ。)が発行する割引券

イ 市長の承認を得て指定管理者が提携した者が発行する割引券

(4) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

3 学習室の利用料金に係る減免承認基準は、本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき利用料金の全額とする。

4 前項の規定は、附属設備の利用料金の減免承認基準について準用する。

(長崎市立学校施設使用料の減免)

第5条 長崎市立学校施設使用料等条例（平成16年長崎市条例第34号）第3条の規定により減免することができる使用料（附属設備に係るものを除く。）の減免の承認の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 使用料の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき。

イ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

(ア) 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉施設

(ウ) 届出認可外保育施設

(エ) 学校教育法第1条に規定する学校

ウ 本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき。

エ 本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき。

オ 本市に所在する学校教育法第1条に規定する学校の児童又は生徒で構成される団体が利用するとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき 使用料の5割に相当する額

ア 本市に登録する市民文化団体が公益性が認められる活動に利用するとき。

イ 本市に所在するスポーツ振興団体が公益性が認められる活動に利用するとき。

2 長崎市立学校施設使用料等条例第3条の規定により減免することができる附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。

（文化センターの使用料等の減免）

第6条 長崎市文化センター条例（平成16年長崎市条例第43号）第6条の規定により減免することができる使用料（附属設備に係るものを除く。）の額及び同条例第9条に規定する利用料金（附属設備に係るものを除く。）の減免の承認の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 使用料又は利用料金の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき。

イ 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的

とする公共的団体がその目的達成のための事業に利用するとき。

ウ 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が公益性が認められる社会福祉事業に利用するとき。

エ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

(ア) 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉施設

(ウ) 届出認可外保育施設

(エ) 学校教育法第1条に規定する学校

オ 本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき。

カ 本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき 使用料又は利用料金の5割に相当する額

ア センターに登録する自主学習グループがその目的達成のための行事にセンターを利用するとき。

イ 本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない行事に利用するとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

2 前項の規定（第1号ア又は第3号に該当するときに限る。）は、附属設備の使用料の減免又は利用料金の減免の承認の基準について準用する。

（令8規則15・一部改正）

（市立図書館の利用料金の減免）

第7条 長崎市図書館条例（平成19年長崎市条例第4号）第9条に規定する利用料金（附属設備に係るものを除く。）の減免の承認の基準（以下この条において「減免承認基準」という。）は、次のとおりとする。

2 多目的ホール等の利用に係る減免承認基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき。

イ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

(ア) 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉施設

(ウ) 届出認可外保育施設

(エ) 学校教育法第1条に規定する学校

ウ 本市に登録する図書館事業関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき。

エ 次に定める地域関係団体がその目的達成のための行事に施設を利用するとき(新興善メモリアルのホール又は会議室の利用に限る。)。

(ア) 旧新興善小学校校区(魚の町、江戸町、金屋町、興善町、五島町、栄町、桜町、築町、出島町、賑町、万才町及び元船町をいう。)の自治会

(イ) 前(ア)に定める自治会の関係団体(婦人会、青年会、旧新興善小学校同窓会又は新興善地区民生委員児童委員協議会をいう。)

(2) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の5割に相当する額

ア 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のための事業に利用するとき。

イ 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が公益性が認められる社会福祉事業に利用するとき。

ウ 本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき。

エ 本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき。

オ 本市に登録する市民文化団体がその目的達成のための行事に利用するとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

3 駐車場の利用に係る減免承認基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の全額

ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させたとき。

イ 本市又は本市の機関の職員が公務を行うために自動車を駐車させたとき。

ウ 市立図書館を利用するために自動車を駐車させたとき(入庫から30分以内に出庫したときに限る。)。

(2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有する者が乗車する自動車を駐車させたとき 駐車時間が最初の4時間までの駐車に係る利用料金の5割に相

当する額

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

4 第2項の規定(第1号ア若しくはエ又は第3号に該当するときに限る。)は、附属設備の利用料金の減免承認基準について準用する。

(令8規則68・一部改正)

(長崎市民会館の利用料金の減免)

第8条 長崎市民会館条例(平成27年長崎市条例第1号)第9条に規定する利用料金(同条例第2条第3号に規定する男女共同参画推進センター及び附属設備に係るものを除く。)の減免の承認の基準(以下この条において「減免承認基準」という。)は、次のとおりとする。

2 文化ホールの利用に係る減免承認基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき。

イ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

(ア) 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉施設

(ウ) 届出認可外保育施設

(エ) 学校教育法第1条に規定する学校

(2) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の5割に相当する額

ア 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のための事業に利用するとき。

イ 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が公益性が認められる社会福祉事業に利用するとき。

ウ 本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき。

エ 本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき。

オ 本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない行事又は練習に利用するとき。

カ 中央公民館に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用する

とき。

キ 公益財団法人長崎平和推進協会が共催し、又は後援等をする本市所在の団体による平和学習又は平和活動に利用するとき（ホール又は展示ホールに限る。）。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

3 市民体育館の競技場又は軽スポーツ室の専用利用に係る減免承認基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき。

イ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

(ア) 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉施設

(ウ) 届出認可外保育施設

(エ) 学校教育法第1条に規定する学校

(2) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の5割に相当する額

ア 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のための事業に利用するとき。

イ 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が公益性が認められる社会福祉事業に利用するとき。

ウ 本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき。

エ 中央公民館に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用するとき。

オ 本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき。

カ 本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない行事に利用するとき。

キ 本市に所在するスポーツ振興団体が公益性が認められる活動に利用するとき。

ク 公益財団法人長崎平和推進協会が共催し、又は後援等をする本市所在の団体による平和学習又は平和活動に利用するとき（競技場の専用利用に限る。）。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

4 中央公民館の利用に係る減免承認規準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき。

イ 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のための事業に利用するとき。

ウ 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が公益性が認められる社会福祉事業に利用するとき。

エ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

(ア) 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉施設

(ウ) 届出認可外保育施設

(エ) 学校教育法第1条に規定する学校

オ 本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき。

カ 本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の5割に相当する額

ア 中央公民館に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用するとき。

イ 本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない行事に利用するとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

5 第2項の規定（第1号ア又は第3号に該当するときに限る。）、第3項の規定（第1号ア又は第3号に該当するときに限る。）又は前項の規定（第1号ア又は第3号に該当するときに限る。）は、附属設備の利用料金の減免の承認の基準について準用する。

（令8規則15・一部改正）

（日吉自然の家の利用料金の減免）

第9条 日吉自然の家条例（平成27年長崎市条例第53号）第9条に規定する利用料金の減免の承認の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 利用料金の全額

ア 本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用する

とき。

イ 本市に住所を有する者で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有するもの（これらの者を介護する者がある場合は、その者（１人に限る。）を含む。）が利用するとき。

ウ 本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための事業に利用するとき。

（ア） 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

（イ） 児童福祉施設

（ウ） 届出認可外保育施設

（エ） 学校教育法第１条に規定する学校

（２） 次のいずれかに該当するとき 利用料金の５割に相当する額

ア 本市に住所を有する者以外の者で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有するもの（これらの者を介護する者がある場合は、その者（１人に限る。）を含む。）が利用するとき。

イ 本市に所在する社会教育関係団体（子ども会等の子どもが主体となって活動する団体に限る。）の行事（当該団体の目的達成のためのものに限る。）に利用するとき。

（３） その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額

（令８規則１５・一部改正）

（恐竜博物館の利用料金の減免）

第10条 長崎市恐竜博物館条例（令和２年長崎市条例第47号）第６条に規定する利用料金（常設展示の観覧料に係るものに限る。以下「観覧料」という。）の減免の承認の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（１） 次に掲げる者 観覧料の全額

ア 本市に住所を有する者で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有するもの（これらの者を介護する者がある場合は、その者（１人に限る。）を含む。）

イ 本市に所在する次に掲げる施設の行事（当該施設の目的達成のためのものに限る。）において観覧する者

（ア） 放課後児童健全育成事業又は小規模保育事業を行う施設

（イ） 児童福祉施設

（ウ） 届出認可外保育施設

（エ） 学校教育法第１条に規定する学校

ウ 次に掲げる施設に在学する留学生

(ア) 国立大学法人長崎大学

(イ) 長崎総合科学大学

(ウ) 活水女子大学

(エ) 長崎純心大学

(オ) 長崎女子短期大学

(カ) 長崎外国語大学

(キ) 長崎県立大学シーボルト校

(ク) (ア) から (キ) までに掲げるもののほか、長崎市に所在する日本語学校、専門学校等

エ 長崎市観光大使

(2) 次に掲げる者 観覧料の5割に相当する額

ア 本市に住所を有する者以外の者で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有するもの(これらの者を介護する者がある場合は、その者(1人に限る。)を含む。)

イ 本市に所在する社会教育関係団体(子ども会等の子どもが主体となって活動する団体に限る。)の行事(当該団体の目的達成のためのものに限る。)において観覧する者

ウ 小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒(長崎市立小、中学校管理規則第3条第1項に掲げる夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始め休業日に観覧する場合に限る。)

(3) 次のいずれかの割引券を提示し、又は提出する者 当該割引券に記載した割引率を観覧料に乗じて得た額又は観覧料の額から当該割引券に記載した額を減じて得た額(観覧料の額が記載された割引券にあっては、既に減免されたものとみなす。)

ア 市長の承認を受けて指定管理者(長崎のもぎき恐竜パーク条例(令和2年長崎市条例第46号)第3条第1項の指定管理者をいう。イにおいて同じ。)が発行する割引券

イ 市長の承認を得て指定管理者が提携した者が発行する割引券

(4) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額
(減免の申請等)

第11条 第3条又は第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者にあつては市長

に、第3条、第4条（第2項第1号ア及びウ、同項第2号ア並びに同項第3号を除く。）、第6条、第7条（第3項第1号ア及びウ並びに同項第2号を除く。）、第8条、第9条（第1号イ及び第2号アを除く。）又は第10条（第1号ア、ウ及びエ、第2号ア並びに第3号を除く。）の規定により利用料金の減免を受けようとする者にあつては指定管理者に、第5条の規定により使用料の減免を受けようとする者にあつては長崎市教育委員会に別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 第7条第3項第1号ウの規定により利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者に長崎市図書館条例施行規則（平成19年長崎市教育委員会規則第16号）第15条に規定する駐車整理券を提出しなければならない。

3 この規則の規定に基づき利用料金の減免を受けようとする者は、係員の求めに応じて当該減免を受けようとする事項に関する事実を証するものを提示し、又は提出しなければならない。

（令8規則15・一部改正）

（端数計算）

第12条 減免する額を算定する場合において、減免する額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

（令8規則68・一部改正）

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市教育機関の使用料の減免の基準及び利用料金の減免の承認の基準に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和8年2月20日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月31日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

○長崎市文化センター条例

平成16年9月30日

条例第43号

(設置)

第1条 本市は、市民の文化的教養の向上及び社会教育の振興を図るため、文化センター(以下「センター」という。)を設ける。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長崎市野母崎文化センター	長崎市野母町555番地
長崎市琴海文化センター	長崎市長浦町3777番地9
長崎市琴海南部文化センター	長崎市琴海村松町703番地14

(平17条例86・令3条例28・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第3条 センター(長崎市野母崎文化センター(以下「野母崎文化センター」という。))を除く。)の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

2 野母崎文化センターの開館時間及び休館日は、教育委員会の承認を得て指定管理者(長崎のもぎき恐竜パーク条例(令和2年長崎市条例第46号。以下「恐竜パーク条例」という。))第3条第1項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。)が定める。

3 前項の承認の基準は、野母崎文化センターの利用形態、利用者の利便性等を勘案して教育委員会規則で定める。

(平21条例37・追加、令2条例46・一部改正、令3条例28・旧第5条繰上・一部改正)

(利用の許可)

第4条 センターの別表第1及び別表第2に掲げる施設(以下単に「施設」という。)を利用しようとする者は、教育委員会(野母崎文化センターにあつては、指定管理者。以下この条、第10条、第11条及び第14条第1項において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「利用の許可」という。)をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) センターの管理上支障があるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

3 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用の許可について条件を付することができる。

(平21条例37・旧第3条繰下・一部改正、平28条例43・令2条例46・一部改正、
令3条例28・旧第6条繰上・一部改正)

(使用料)

第5条 利用の許可を受けた者(野母崎文化センターに係るものを除く。)は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平21条例37・旧第4条繰下、平28条例43・令2条例46・一部改正、令3条例28・
旧第7条繰上・一部改正)

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(平21条例37・旧第5条繰下、令3条例28・旧第8条繰上)

(使用料の返還)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平21条例37・旧第6条繰下、令3条例28・旧第9条繰上)

(利用料金)

第8条 利用の許可を受けた者(野母崎文化センターの利用に係るものに限る。)は、野母崎文化センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(令2条例46・追加、令3条例28・旧第10条の2繰上・一部改正)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(令2条例46・追加、令3条例28・旧第11条の2繰上・一部改正)

(特別の設備等)

第10条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、教育委員会の許可を受けて特別の設備をすることができる。

(平21条例37・旧第7条繰下・一部改正、平28条例43・旧第10条繰下・一部改正、
令3条例28・旧第12条繰上)

第11条 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な設備をすることを命ずることができる。

(平21条例37・旧第8条繰下、平28条例43・旧第11条繰下、令3条例28・旧第13条繰上)

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平21条例37・旧第9条繰下、平28条例43・旧第12条繰下、令3条例28・旧第14条繰上)

(利用目的以外の利用の禁止)

第13条 利用者は、許可された利用目的以外に施設を利用してはならない。

(平21条例37・旧第10条繰下、平28条例43・旧第13条繰下、令3条例28・旧第15条繰上)

(利用の許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(平21条例37・旧第11条繰下・一部改正、平28条例43・旧第14条繰下、令2条例46・一部改正、令3条例28・旧第16条繰上・一部改正)

(原状回復)

第15条 利用者は、施設の利用を終わつたとき、又はその利用を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用の場所を原状に復さなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わつて行い、その費用を利用者から徴収する。

(平21条例37・旧第12条繰下、平28条例43・旧第15条繰下、令3条例28・旧第17条繰上)

(入館の制限)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) センターの管理上支障があると認められる者
- (4) その他教育委員会が適当でないと認める者

(平21条例37・旧第13条繰下、平28条例43・旧第16条繰下、令3条例28・旧第18条繰上)

(損害賠償)

第17条 センターの建物、附属設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平21条例37・旧第14条繰下、平28条例43・旧第17条繰下・一部改正、令3条例28・旧第19条繰上)

(職員)

第18条 センター（野母崎文化センターを除く。）に、所長その他必要な職員を置く。

(平21条例37・旧第15条繰下・一部改正、平28条例43・旧第18条繰下、令2条例46・一部改正、令3条例28・旧第20条繰上・一部改正)

(教育委員会による管理)

第19条 市長及び教育委員会は、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、恐竜パ

ーク条例第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

- 2 前項の場合における第3条第2項、第4条第1項、第8条第1項及び第3項、第9条、第14条第2項、前条並びに別表第2の規定の適用については、第3条第2項中「教育委員会の承認を得て指定管理者（長崎のもぎき恐竜パーク条例（令和2年長崎市条例第46号。以下「恐竜パーク条例」という。）第3条第1項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第4条第1項中「教育委員会（野母崎文化センターにあつては、指定管理者。以下この条、第10条、第11条及び第14条第1項において同じ。）」とあるのは「教育委員会」と、第8条第1項中「野母崎文化センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第14条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、前条中「センター（野母崎文化センターを除く。）」とあるのは「センター」と、別表第2中「金額」とあるのは「使用料」とし、第3条第3項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。

- 3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

（平21条例37・追加、平28条例43・旧第19条繰下・一部改正、平28条例51・平29条例18・令2条例46・一部改正、令3条例28・旧第21条繰上・一部改正）

（委任）

第20条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（平21条例37・旧第16条繰下、平28条例43・旧第20条繰下、令3条例28・旧第22条繰上）

（罰則）

第21条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（平21条例37・旧第17条繰下、平28条例43・旧第21条繰下、令3条例28・旧第23

条線上)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月4日から施行する。
(経過措置及び特例)
- 2 この条例の施行の日(以下「編入日」という。)前にヴィラ・オリンピカ伊王島の設置及び管理等に関する条例(平成5年伊王島町条例第10号)、ヴィラ・オリンピカ伊王島使用料条例(平成5年伊王島町条例第11号。以下「伊王島町使用料条例」という。)又は野母崎町住民センター設置及び管理に関する条例(平成2年野母崎町条例第11号。以下「野母崎町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、編入日から平成22年3月31日までの間、旧伊王島町の区域内に住所を有する者が長崎市ヴィラ・オリンピカ伊王島のフィットネスルームを利用するときの使用料は、無料とする。
- 4 第4条第1項の規定にかかわらず、編入日から平成22年3月31日までの間、旧野母崎町の区域内に住所を有する者が長崎市野母崎文化センターを利用するときの使用料は、野母崎町条例の例による。
- 5 編入日前にした伊王島町使用料条例に違反する行為に対する罰則の適用については、伊王島町使用料条例の例による。

附 則(平成17年10月7日条例第86号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月4日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に琴海町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成元年琴海町条例第33号)又は琴海町南部総合センターの設置及び管理に関する条例(平成7年琴海町条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の長崎市文化センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年6月29日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の長崎市文化センター条例の規定によりなされた利用の許可その他の行為は、改正後の長崎市文化センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年12月25日条例第47号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（長崎市文化ホール条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

（1）から（5）まで 略

（6）長崎市文化センター条例別表

附 則（平成28年9月26日条例第43号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定（「き損し」を「毀損し」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に改正前の長崎市文化センター条例（次項において「改正前条例」という。）の規定に基づき長崎市ヴィラ・オリンピカ伊王島の利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に改正前条例別表第1項に規定する回数券は、同日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

附 則（平成28年12月15日条例第51号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 長崎市ヴィラ・オリンピカ伊王島に係る指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成29年3月23日条例第18号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日条例第 4 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

（利用料金に関する経過措置）

2 第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用の許可を受ける者の利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 長崎市文化センター条例別表第 2

（使用料に関する経過措置）

3 第 1 条から第 5 条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後に利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1)及び(2) 略

(3) 長崎市文化センター条例別表第 1

附 則（令和 2 年 9 月25日条例第46号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年10月29日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月30日条例第28号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年10月15日条例第47号）
（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市文化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 5 条関係）

（平17条例86・平21条例37・平25条例47・一部改正、平28条例43・旧別表・一部改正、平31条例 4・令 2 条例46・令 3 条例28・令 7 条例47・一部改正）

1 長崎市琴海文化センターの使用料

区分		金額（1時間につき）
多目的ホール		円 4,710
会議室	1	490
	2	700
	3	700
和室		700

2 長崎市琴海南部文化センターの使用料

区分		金額（1時間につき）
会議室	1	円 700
	2	700
	3	700
和室	1	490
	2	490
調理実習室		730

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする。
- 4 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。

別表第2（第8条関係）

（令2条例46・追加、令3条例28・旧別表第3繰上・一部改正、令7条例47・一部改正）

区分	金額（1時間につき）
----	------------

多目的ホール	円 5,210
会議室	560
視聴覚室	560

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする。

○長崎市文化センター条例施行規則

平成16年12月24日

教育委員会規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市文化センター条例（平成16年長崎市条例第43号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 文化センター（長崎市野母崎文化センター（以下「野母崎文化センター」という。）を除く。次条第1項において同じ。）の開館時間は、午前9時から午後5時まで（長崎市琴海南部文化センターの図書室にあつては、午前9時から午後6時まで）とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 条例第3条第3項に定める野母崎文化センター（以下「野母崎文化センター」という。）の開館時間の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間は、午前9時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日8時間以上とすること。
- (2) 開館時間の決定に当たっては、市民の利便性等に最大限配慮すること。
- (3) 開館時間を決定し、又は変更したときは、その旨を市民に周知する措置を講じること。

（平17教規則13・平22教規則1・平26教規則4・一部改正、平28教規則18・旧第2条繰下・一部改正、平31教規則2・令2教規則4・令2教規則13・一部改正、令3教規則11・旧第4条繰上・一部改正）

(休館日)

第3条 文化センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

2 条例第3条第3項に定める野母崎文化センターの休館日の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 年始及び年末の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの期間内であること。
- (2) 休館日に開館し、又は開館日に休館する場合は、その旨を市民に周知する措置を講じること。

(平17教規則13・平22教規則1・平26教規則4・一部改正、平28教規則18・旧第3条繰下、令2教規則13・一部改正、令3教規則11・旧第5条繰上・一部改正)

(入館者の守るべき事項)

第4条 入館者は、係員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食し、又は喫煙しないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (4) 許可なくして物品を販売し、又は展示しないこと。
- (5) 前各号のほか教育委員会が管理上必要があると認める事項

(平28教規則18・旧第4条繰下、令3教規則11・旧第6条繰上)

(利用の許可の申請等)

第5条 条例第4条第1項の規定により条例別表第1及び別表第2に掲げる施設(以下「施設」という。)を利用しようとする者は、長崎市文化センター利用許可申請書(第1号様式)を教育委員会(野母崎文化センターにあつては、指定管理者。以下この条、次条及び第11条から第13条までにおいて同じ。)に提出しなければならない。

2 教育委員会は、施設の利用を許可したときは、長崎市文化センター利用許可証(第2号様式)を交付するものとする。

(平22教規則1・平26教規則4・一部改正、平28教規則18・旧第5条繰下・一部改正、令2教規則13・一部改正、令3教規則11・旧第7条繰上・一部改正)

(利用の変更又は取消し)

第6条 施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、長崎市文化センター利用変更申請書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請がやむを得ないと認めたときは、利用者に対し、長崎市文化センター利用変更許可証(第4号様式)を交付するものとする。

3 利用者は、施設の利用を取り消そうとするときは、長崎市文化センター利用取消届(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(平28教規則18・旧第6条繰下・一部改正、令3教規則11・旧第8条繰上・一部改正、令7教規則12・一部改正)

(附属設備の使用料)

第7条 条例別表第1の備考4に規定する附属設備の使用料は、別表第1のとおりとする。

(平26教規則 4・一部改正、平28教規則18・旧第 7 条繰下・一部改正、令 3 教規則11・旧第 9 条繰上)

(附属設備の利用料金)

第 8 条 条例第 8 条第 3 項に規定する附属設備の利用に係る利用料金の承認の基準は、別表第 2 のとおりとする。

(平28教規則18・追加、令 2 教規則13・一部改正、令 3 教規則11・旧第10条繰上・一部改正)

(使用料等の減免)

第 9 条 条例第 6 条又は条例第 9 条に規定する使用料又は利用料金の減免を受けようとする者は、長崎市文化センター使用料（利用料金）減免申請書（第 6 号様式）を市長（野母崎文化センターにあつては、指定管理者）に提出しなければならない。

(令 2 教規則13・追加、令 3 教規則11・旧第11条繰上・一部改正、令 7 教規則12・一部改正)

(図書の利用手続)

第10条 文化センターの図書室における利用手続については、長崎市立図書館の図書の利用手続（団体に係るものを除く。）の例による。

(平22教規則 1・追加、平26教規則 4・一部改正、平28教規則18・旧第 8 条繰下、令 2 教規則13・旧第11条繰下、令 3 教規則11・旧第12条繰上・一部改正)

(利用者の守るべき事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入場券その他これに類するものを発行するときは、多目的ホールの収容定員を限度とすること。
- (2) 利用の許可を受けていない室及び附属設備を使用しないこと。
- (3) 建物又は附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に報告すること。

(平22教規則 1・追加、平26教規則 4・一部改正、平28教規則18・旧第 9 条繰下、令 2 教規則13・旧第12条繰下、令 3 教規則11・旧第13条繰上)

(人員の配置)

第12条 教育委員会は、必要があると認めるときは、利用者に対し、秩序維持に必要な人員の配置を命ずることができる。

(平22教規則 1・追加、平28教規則18・旧第10条繰下、令 2 教規則13・旧第13条

繰下、令 3 教規則11・旧第14条繰上)

(係員の立入り)

第13条 教育委員会は、文化センターの管理のため必要があると認めるときは、係員をして、利用中の場所に立ち入らせることができる。

(平22教規則 1・追加、平28教規則18・旧第11条繰下、令 2 教規則13・旧第14条繰下、令 3 教規則11・旧第15条繰上・一部改正)

(利用後の点検)

第14条 利用者は、文化センターの利用を終わつたときは、係員に申し出て、その点検を受けなければならない。

(平22教規則 1・追加、平28教規則18・旧第12条繰下、令 2 教規則13・旧第15条繰下、令 3 教規則11・旧第16条繰上・一部改正)

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

(平17教規則13・旧第 9 条繰上、平22教規則 1・旧第 8 条繰下、平28教規則18・旧第13条繰下、令 2 教規則13・旧第16条繰下、令 3 教規則11・旧第17条繰上)

附 則

この規則は、平成17年 1 月 4 日から施行する。

附 則 (平成17年11月28日教育委員会規則第13号)

この規則は、平成18年 1 月 4 日から施行する。

附 則 (平成22年 2 月10日教育委員会規則第 1 号)

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成26年 2 月10日教育委員会規則第 4 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、この規則の施行の日以後に利用の許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1)から(3)まで 略

(4) 長崎市文化センター条例施行規則別表

3 第 4 条の規定による改正前の長崎市文化センター条例施行規則第 4 号様式による回数

券は、当該回数券に記載されている額と、利用時点における長崎市ヴィラ・オリムピカ伊王島のフィットネスルームの当日券の金額との差額を負担することにより、この規則の施行の日以後も使用することができる。

附 則（平成28年12月19日教育委員会規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市文化センター条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

（準備行為）

- 3 指定管理者の指定に関し必要な手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成31年3月29日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日教育委員会規則第8号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（利用料金に関する経過措置）

- 2 この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用の許可を受ける者の利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。

（1）略

（2）長崎市文化センター条例施行規則別表第2

（使用料に関する経過措置）

- 3 この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、施行日以後に利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

（1）長崎市文化センター条例施行規則別表第1

附 則（令和2年2月13日教育委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 30 日教育委員会規則第 13 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 10 月 29 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市文化センター条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日教育委員会規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正前の長崎市公民館条例施行規則、第 2 条の規定による改正前の長崎市文化財保護条例施行規則、第 3 条の規定による改正前の長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則、第 4 条の規定による改正前の長崎市立高島幼稚園管理規則、第 5 条の規定による改正前の長崎市教職員住宅管理規則、第 6 条の規定による改正前の長崎市文化センター条例施行規則、第 7 条の規定による改正前の長崎市民会館条例施行規則、第 8 条の規定による改正前の日吉自然の家条例施行規則及び第 9 条の規定による改正前の長崎のもぎき恐竜パーク条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 7 月 30 日教育委員会規則第 11 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市文化センター条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 7 年 12 月 25 日教育委員会規則第 12 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（使用料及び利用料金に関する経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の長崎市公民館条例施行規則、第 2 条の規定による改正後の長崎市科学館条例施行規則、第 3 条の規定による改正後の長崎市文化センター条例施行規則、第 4 条の規定による改正後の長崎市立学校施設使用料等条例施行規則、第 5 条の規定

による改正後の長崎市立図書館条例施行規則及び第6条の規定による改正後の長崎市民会館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正前の長崎市公民館条例施行規則、第2条の規定による改正前の長崎市科学館条例施行規則、第3条の規定による改正前の長崎市文化センター条例施行規則、第6条の規定による改正前の長崎市民会館条例施行規則、第7条の規定による改正前の日吉自然の家条例施行規則又は第8条の規定による改正前の長崎市恐竜博物館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1 (第7条関係)

(平17教規則13・平26教規則4・一部改正、平28教規則18・旧別表・一部改正、
令元教規則8・令2教規則13・令3教規則11・令7教規則12・一部改正)

区分		単位	金額（1時間につき）
拡声器具		一式	円
			90
ホール用グランドピアノ		1台	630
照明器具	ボーダーライト	1列	250
	サイドフロントライト	一式	310
	ホリゾンライト	1列	320
	シーリングライト	一式	310
	サスペンションライト	1列	370
	スポットライト	1台	40
音響器具	はねかえりスピーカー	一式	20

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

別表第2 (第8条関係)

(令7教規則12・全改)

区分	単位	金額 (1時間につき)
		円

拡声器具		一式	90
ホール用グランドピアノ		1台	630
プロジェクター		1台	80
音楽プレーヤー		1台	30
照明 器具	ボーダーライト	1列	250
	フットライト	一式	180
	サイドフロントライト	一式	310
	ホリゾンライト	1列	320
	シーリングライト	一式	310
	サスペンションライト	1列	370
	スポットライト	1台	40
音響 器具	はねかえりスピーカー	一式	20
舞台 器具	金屏風 ^{びょうぶ}	1双	310

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

第 1 号様式(第 5 条関係)

長崎市文化センター利用許可申請書					年	月	日
(あて先)							
申請者 住 所							
団 体 名							
代表者氏名							
電 話							
次のとおり文化センターを利用したいので許可くださるよう申請します。							
文化センターの名称							
利 用 目 的	行事(催物)名						
	内 容						
利 用 年 月 日		年 月 日(曜日)					
区 分		利用開始時刻	利用終了時刻	使 用 料 (利用料金)			
利用施設名							
附属設備名							
合 計							
備考				利 用 人 員			

第 2 号様式(第 5 条関係)

長崎市文化センター利用許可証					第	号	
					年	月	日
様							
					印		
次のとおり文化センターの利用を許可します。							
文化センターの名称							
利 用 目 的	行事（催物）名						
	内 容						
利 用 年 月 日		年 月 日（ 曜日）					
区 分		利用開始時刻	利用終了時刻	使 用 料 (利用料金)			
利用施設名							
附属設備名							
合 計							
備考				利 用 人 員			
この利用許可証をもって領収証書に代えます。							
取扱者印							

第3号様式(第6条関係)

長崎市文化センター利用変更申請書					年	月	日
(あて先)							
申請者 住 所							
団 体 名							
代表者氏名							
電 話							
次のとおり文化センターの利用を変更したいので許可くださるよう申請します。							
文化センターの名称							
利 用 目 的	行事(催物)名						
	内 容						
利 用 年 月 日		年 月 日(曜日)					
区 分		利用開始時刻	利用終了時刻	使 用 料 (利用料金)			
利用施設名							
附属設備名							
合 計							
備考			利 用 人 員				

第 4 号様式(第 6 条関係)

長崎市文化センター利用変更許可証					第	号	
					年	月	日
様							
					印		
次のとおり文化センターの利用の変更を許可します。							
文化センターの名称							
利 用	行事（催物）名						
目 的	内 容						
利 用 年 月 日	年 月 日（ 曜日）						
区 分	利用開始時刻	利用終了時刻	使 用 料 (利用料金)				
利用施設名							
附属設備名							
合 計							
備考				利 用 人 員			
この利用変更許可証をもつて領収証書に代えます。							
取扱者印							

第 5 号様式(第 6 条関係)

長崎市文化センター利用取消届	
年 月 日	
(あて先)	
届出者 住 所	
団 体 名	
代表者氏名	
電 話	
年 月 日に文化センターの利用の許可を受けましたが、次の理由により、 その利用を取り消したいので、長崎市文化センター利用許可証を添えて届け出ます。	
(理由)	

第 6 号様式(第 9 条関係)

長崎市文化センター使用料（利用料金）減免申請書

年 月 日

(あて先)

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話

次のとおり文化センター使用料（利用料金）の減免（免除）を受けたいので申請します。

文化センターの名称			
利用	行事(催物)名		
目的	内 容		
利 用 年 月 日	年 月 日 (曜 日)		
区 分	利用開始時刻	利用終了時刻	
利 用 施 設 名			
附 属 設 備 名			

第 1 号様式（第 5 条関係）

（令 7 教規則12・全改）

第 2 号様式（第 5 条関係）

（令 7 教規則12・全改）

第 3 号様式（第 6 条関係）

（令 7 教規則12・追加）

第 4 号様式（第 6 条関係）

（令 7 教規則12・追加）

第 5 号様式（第 6 条関係）

（令 7 教規則12・全改・旧第 3 号様式繰下）

第 6 号様式（第 9 条関係）

（令 7 教規則12・全改・旧第 4 号様式繰下）

○長崎市軍艦島資料館条例

平成28年3月14日

条例第3号

(設置)

第1条 本市は、歴史的価値を有する端島に関する資料を市民の観覧に供し、もって観光の振興及び地域の活性化に資するため、長崎市軍艦島資料館（以下「資料館」という。）を長崎市野母町562番地1に設ける。

(資料の出品等)

第2条 資料館は、資料の出品、寄贈又は寄託を受けることができる。

(開館時間及び休館日)

第3条 資料館の開館時間及び休館日は、市長の承認を得て指定管理者（長崎のもぎき恐竜パーク条例（令和2年長崎市条例第46号。以下「恐竜パーク条例」という。）第3条第1項の指定管理者をいう。以下同じ。）が定める。

2 前項の承認の基準は、資料館の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

（令2条例46・旧第5条繰上・一部改正）

(利用料金)

第4条 資料館の展示室に展示している資料を観覧しようとする者は、資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（令2条例46・旧第6条繰上）

(利用料金の減免)

第5条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

（令2条例46・旧第7条繰上）

(模写等の許可)

第6条 学術研究等のため、資料館の資料（市長が指定するものに限る。第10条において同じ。）の模写、模造、複製、撮影等（以下「模写等」という。）をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の許可（以下「模写等の許可」という。）をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 資料館の管理上支障があるとき。
- (3) その他指定管理者が適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、資料館の管理上必要があると認めるときは、模写等の許可について条件を付することができる。

（令2条例46・旧第8条繰上・一部改正）

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 模写等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（令2条例46・旧第9条繰上）

（模写等の許可の取消し等）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、模写等の許可を取り消し、又は模写等を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により模写等の許可を受けたとき。
- (2) 模写等の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

（令2条例46・旧第10条繰上）

（原状回復）

第9条 利用者は、その模写等を終わつたとき、又はその模写等の許可を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その模写等の場所を原状に復さなければならない。

（令2条例46・旧第11条繰上）

（資料の貸出し）

第10条 資料館の資料は、貸出しをしない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（令2条例46・旧第12条繰上）

（入館の制限）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、資料館への入館を拒み、又

は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 資料館の管理上支障があると認められる者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(令2条例46・旧第13条繰上)

(損害賠償)

第12条 資料館の建物、設備、資料等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(令2条例46・旧第14条繰上、令7条例88・一部改正)

(出品等に関する責任)

第13条 天災その他やむを得ない理由により出品又は寄託に係る資料に損害を生ずることがあつても、市及び指定管理者は、その損害の賠償の責めを負わない。

(令2条例46・旧第15条繰上)

(市長による管理)

第14条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、恐竜パーク条例第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第3条第1項、第4条第1項、第5条、第6条、第8条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第4条第1項中「資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる観覧料を市長に納入しなければならない」と、第5条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料」と、第6条及び第8条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項及び前条中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とし、第3条第2項並びに第4条第2項及び第3項の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(平29条例18・一部改正、令2条例46・旧第16条繰上・一部改正)

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(令 2 条例46・旧第17条繰上)

附 則

この条例は、平成28年 7 月16日から施行する。

附 則 (平成29年 3 月23日条例第18号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 9 月25日条例第46号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年10月29日から施行する。

附 則 (令和 7 年10月15日条例第88号)

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

(令 7 条例88・全改)

区分	金額
一般	円 420
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	210

備考 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

○長崎市軍艦島資料館条例施行規則

平成28年7月14日

規則第75号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市軍艦島資料館条例（平成28年長崎市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 条例第3条第2項に定める長崎市軍艦島資料館（以下「資料館」という。）の開館時間の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間は、午前9時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日8時間以上とすること。
- (2) 開館時間の決定に当たっては、利用者の利便性等に最大限配慮すること。
- (3) 開館時間を決定し、又は変更したときは、その旨を周知する措置を講じること。

(令2規則94・一部改正)

(休館日)

第3条 条例第3条第2項に定める資料館の休館日の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 休館日は、4月1日から翌年3月31日までの間において6日以内であること。
- (2) 休館日に開館し、又は開館日に休館する場合は、その旨を周知する措置を講じること。

(令2規則94・一部改正)

(資料の出品又は寄託の申請)

第4条 資料館に資料の出品又は寄託をしようとする者は、資料／出品／寄託／申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、資料の出品又は寄託を承認したときは、資料／預／受託／証（第2号様式）を交付するものとする。

(再交付)

第5条 資料／預／受託／証を破損、汚損又は紛失した者は、速やかに再交付を申請しなければならない。

(出品又は寄託を受けた資料の保管)

第6条 出品又は寄託を受けた資料は、資料館の所蔵する資料と同じ注意をもつて保管するものとする。

(出品又は寄託を受けた資料の返還)

第7条 出品又は寄託を受けた資料は、出品又は寄託を受けた期間内であつても出品又は寄託の申請を行つた者の申し出又は資料館の都合によつて返還することができる。

2 出品又は寄託を受けた資料は、資料／預／受託／証と引換えに返還する。

(資料の寄贈)

第8条 資料館に資料を寄贈しようとする者は、資料寄贈申込書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の資料寄贈申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、受入れの可否を決定するものとする。

(入館者の守るべき事項)

第9条 入館者は、係員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物、設備又は展示物品及び資料その他の物品を汚損し、毀損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、又は喫煙しないこと。
- (3) 他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに物品を販売し、又は展示しないこと。
- (5) 前各号のほか市長が管理上必要があると認める事項

(令8規則14・一部改正)

(観覧券の交付)

第10条 指定管理者(長崎のもぎき恐竜パーク条例(令和2年長崎市条例第46号)第3条第1項の指定管理者をいう。以下同じ。)は、条例第4条第1項の規定により資料館に展示している資料の観覧に係る利用料金(以下「観覧料」という。)を納付した者に対し、観覧券(第4号様式)を交付するものとする。

(令2規則94・令8規則14・一部改正)

(観覧料の減免)

第11条 条例第5条に定める観覧料の減免の承認の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。

(1) 次のいずれかに該当する者 観覧料の全額

ア 本市に住所を有する者で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有するもの(これらの者を介護する者がある場合は、その者(1人に限る。))を含

む。)

イ 本市に所在する次に掲げる施設の行事(当該施設の目的達成のためのものに限る。)
において観覧する者

(ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童
健全育成事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

(イ) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設

(ウ) 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をした認可外保育施設

(エ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び高等専門
学校を除く。)

ウ 次に掲げる施設に在学する留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第
319号)第19条の3に規定する在留カードを所持し、同法別表第1の4の表の留学の
在留資格をもって在留するものをいう。)

(ア) 国立大学法人長崎大学

(イ) 長崎総合科学大学

(ウ) 活水女子大学

(エ) 長崎純心大学

(オ) 長崎女子短期大学

(カ) 長崎外国語大学

(キ) 長崎県立大学シーボルト校

(ク) (ア) から (キ) までの掲げるもののほか、本市に所在する日本語学校、専門
学校等

エ 長崎検定3級以上を所持する者(観光客等を案内するために観覧する場合に限る。)

オ さるくガイド又はボランティアガイド(観光客等を案内するために観覧する場合に
限る。)

カ 長崎市観光大使等(当該観光大使等に係る活動で観覧する場合に限る。)

(2) 本市に住所を有する者以外の者で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は
療育手帳を有するもの(これらの者を介護する者がある場合は、その者(1人に限る。))
を含む。) 観覧料の5割に相当する額

(3) 市長の承認を得て指定管理者が発行した割引券を提示し、又は提出した者 観覧料
の額から当該割引券に記載している額を減じて得た額

(4) その他市長が特別の理由があると認める者 市長が定める額

2 前項第1号（ア又はウからカまでに限る。）、第2号又は第3号の規定により観覧料の減免を受けようとする者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるものを係員に提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 前項第1号ア又は同項第2号に掲げる者 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳
- (2) 前項第1号ウに掲げる者 同ウに掲げる施設に在学していることを証する書類及び同ウに規定する在留カード
- (3) 前項第1号エに掲げる者 長崎検定合格証
- (4) 前項第1号オに掲げる者 さるくバッジ
- (5) 前項第1号カに掲げる者 長崎市観光大使認定カード
- (6) 前項第3号に掲げる者 同号に規定する割引券

3 第1項第1号（イに限る。）又は第4号の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、長崎市軍艦島資料館観覧料減免申請書（第5号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（令元規則89・令2規則94・令3規則95・令8規則14・一部改正）

（模写等の許可）

第12条 条例第6条第1項の規定により資料の模写等の許可を受けようとする者は、模写等許可申請書（第6号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、資料館の資料の模写等の許可をしたときは、模写等許可証（第7号様式）を交付するものとする。

（令2規則94・令8規則14・一部改正）

（資料の館外貸出し）

第13条 条例第10条ただし書の規定により資料館の資料の館外貸出しの許可を受けようとする者は、資料館外貸出許可申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、資料館の資料の貸出しの許可をしたときは、資料館外貸出許可証（第9号様式）を交付するものとする。

3 資料館の資料の貸出期間は、品目によつて市長がその都度定める。

（令2規則94・令8規則14・一部改正）

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年7月16日から施行する。

附 則（令和元年8月21日規則第89号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月26日規則第94号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年10月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に附則第3項の規定による改正前の長崎市公園条例施行規則（平成16年長崎市規則第155号）、附則第4項の規定による長崎市体育館条例施行規則（平成21年長崎市規則第46号）及び附則第5項の規定による長崎市軍艦島資料館条例施行規則（平成28年長崎市規則第75号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年12月24日規則第95号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年2月20日規則第14号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（利用料金に関する経過措置）

- 2 この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

（1）から（3）まで 略

（4） 長崎市軍艦島資料館条例施行規則

（様式に関する経過措置）

- 4 改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（1）から（10）まで 略

（11） 長崎市軍艦島資料館条例施行規則

第 1 号様式(第 4 条関係)

資料出品申請書 寄託 年 月 日 (あて先)長崎市長 申請者 住所 氏 名 電 話 (法人、団体の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名) 次のとおり長崎市軍艦島資料館に資料を出品寄託したいので申請します。			
出品寄託期間	年 月 日から 年 月 日		
出品資料寄託	品 名	数 量	備 考

第 2 号様式(第 4 条関係)

資 料 預 証 受 託 第 年 月 日 号 様 長崎市長  次のとおり長崎市軍艦島資料館に資料の出品 寄 託 受けます。			
出 品 寄 託 期 間	年 月 日から 年 月 日		
出 品 寄 託 資 料	品 名	数 量	備 考

第3号様式(第8条関係)

資 料 寄 贈 申 込 書 年 月 日 (あて先) 長崎市長 寄贈者 住 所 氏 名 電 話 法人、団体の場合は、その名 称及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名 次のとおり長崎市軍艦島資料館に資料を寄贈したいので申し込みます。		
寄 贈 資 料 名	数 量	備 考 (寄贈品の由来等)

第4号様式(第10条関係)

No. 長崎市軍艦島資料館 観覧券控 ¥ _____	No. 長崎市軍艦島資料館 観覧券 ¥ _____ (この券は、当日限り有効) この券をもって領収証書にかえます。
--	---

第 5 号様式(第 1 1 条関係)

長崎市軍艦島資料館観覧料減免申請書			
年 月 日			
(あて先)指定管理者			
申請者 住 所 氏 名 電 話 〔 法人、団体の場合は、その名 称及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名 〕			
次の理由により、長崎市軍艦島資料館観覧料の減免を申請します。			
観 覧 日 時	年 月 日	午前・午後	時 分
観 覧 人 数			
減 免 を 申 請 す る 理 由			
そ の 他 特 記 事 項			
※観 覧 料			
※減 免 根 拠	施行規則第 1 1 条第 1 項 第 号	※ 減 免 率	%
※減 免 金 額		※ 減 免 後 観 覧 料	
※ 受 付	年 月 日	※決 定	年 月 日

備考 ※印の欄には記入しないでください。

第 6 号様式(第 1 2 条関係)

模 写 等 許 可 申 請 書				
年 月 日				
(あて先)指定管理者				
申請者 住 所				
氏 名				
電 話				
〔法人、団体の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名〕				
次のとおり長崎市軍艦島資料館の資料の模写等をしたいので許可くださるよう申請します。				
模写等の目的				
模写等の目的	年 月 日 午前午後			
方 法	模 写 ・ 模 造 ・ 複 製 ・ 撮 影 ・ 原 版 使 用			
資 料 の 名 称	種 別	品 名	数 量	備 考
備 考				

第 7 号様式(第 1 2 条関係)

模 写 等 許 可 証				
第 号 年 月 日				
様				
指定管理者 印				
次のとおり長崎市軍艦島資料館の資料の模写等を許可します。				
模写等の目的				
模写等の日時	年 月 日 午 前 午 後			
方 法	模 写 ・ 模 造 ・ 複 製 ・ 撮 影 ・ 原 版 使 用			
資料の名称	種 別	品 名	数 量	備 考
許 可 条 件	(1) 著作権は一切譲渡しない。 (2) 上記の目的以外に利用しないこと。 (3) 模写、模造又は複製した物品には、必ず長崎市軍艦島資料館所蔵と明記すること。 (4) 撮影した場合、使用後の写真原版は、長崎市軍艦島資料館へ納付すること。 (5) 掲載誌は、1 部を長崎市軍艦島資料館へ納付すること。			
取扱者印				

第 8 号様式(第 1 3 条関係)

資料館外貸出許可申請書				
年 月 日				
(あて先)長崎市長				
申請者 住 所 氏 名 電 話 〔法人、団体の場合は、その名 称及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名〕				
次のとおり長崎市軍艦島資料館の資料の館外貸出しを受けたいので許可くださるよう申 請します。				
利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 資 料	種 別	品 名	数 量	備 考
輸 送 方 法				
資料取扱責任者				

第 9 号様式(第 1 3 条関係)

資 料 館 外 貸 出 許 可 証				
第 号 年 月 日				
様				
長崎市長 印				
次のとおり長崎市軍艦島資料館の資料の館外貸出しを許可します。				
利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 資 料	種 別	品 名	数 量	備 考
貸出しの条件	(1) 借受者は、善良な管理者の注意をもって使用すること。 (2) 貸出し及び返納に要する費用は、借受者が負担すること。 (3) 貸出期間内であっても返納を命じられたときは、直ちに返納すること。 (4) 貸出資料は、上記の目的若しくは方法以外に、又は場所以外で利用しないこと。 (5) 貸出資料を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を届け出るとともに市長が定めるところによりその損害を賠償すること。			

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 3 号様式（第 8 条関係）

第 4 号様式（第10条関係）

第 5 号様式（第11条関係）

（令 8 規則14・旧第 6 号様式繰上）

第 6 号様式（第12条関係）

（令 8 規則14・旧第 7 号様式繰上）

第 7 号様式（第12条関係）

（令 8 規則14・旧第 8 号様式繰上）

第 8 号様式（第13条関係）

（令 8 規則14・旧第 9 号様式繰上）

第 9 号様式（第13条関係）

（令 8 規則14・旧第10号様式繰上）